



電子マニフェストなどの省令改正等について

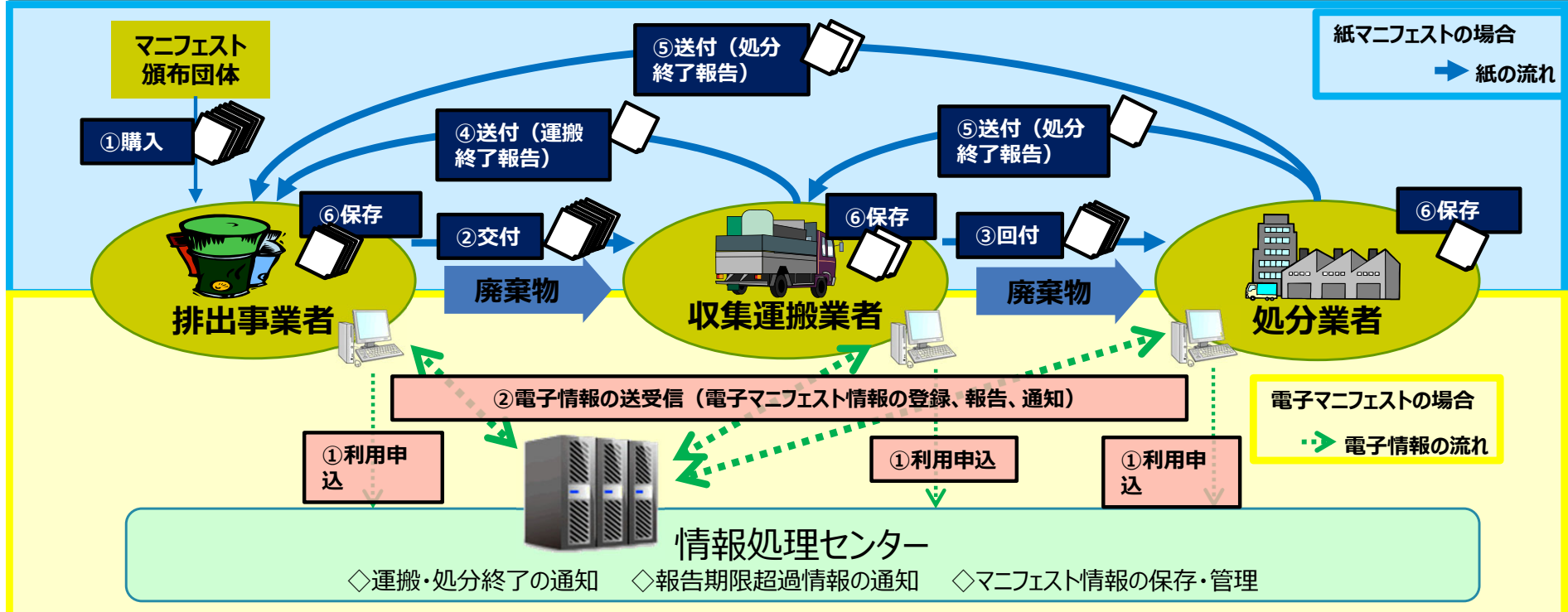
2026年7月
環境再生・資源循環局



電子マニフェストの項目追加

産業廃棄物のマニフェスト制度の概要

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後、処理業者からその旨を記載した紙マニフェストの写しの送付を受ける。
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み。
- 電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができる。
- 第五次循環型社会形成推進基本計画において、電子マニフェストの捕捉率を2030年度までに75%とすることを目標に掲げた。



電子マニフェストシステム導入・普及拡大のメリット

- 都道府県・政令市の監視業務等の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化

電子マニフェスト制度の項目追加について

背景

- 平成29年2月の中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- また、令和6年2月の中央環境審議会からの意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。
- これらを踏まえ、排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握することによって、**排出事業者責任を貫徹**するとともに、電子マニフェスト情報の活用により**資源循環の促進**を図るための取組を行う必要がある。



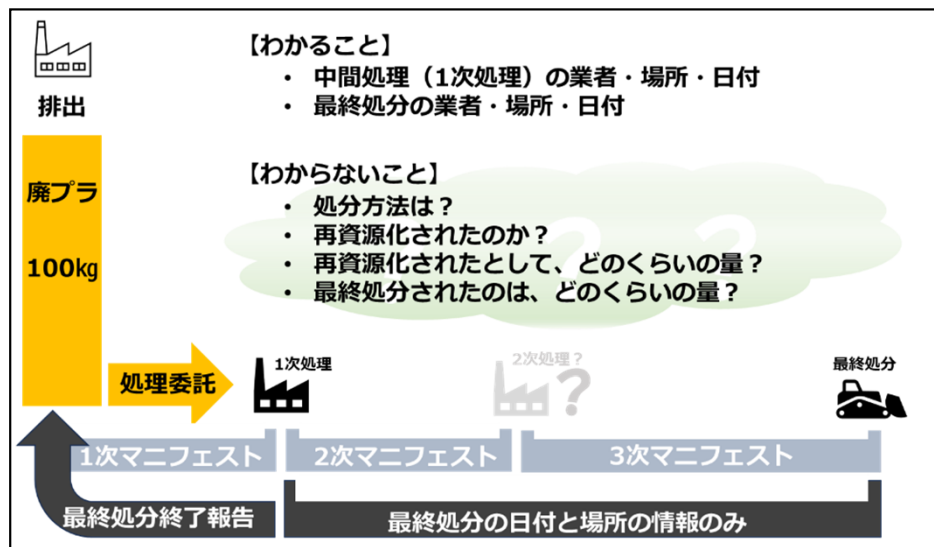
追加項目にかかる改正

- 廃棄物の適正処理の強化の取組として、排出事業者が再資源化を含めた最終処分までの処理フローを把握可能となるよう、情報処理センターと連携し、**電子マニフェストの入力項目を追加**するための**廃棄物処理法施行規則の改正**を行った（R7.4.22省令公布）。
- 同時に、**電子マニフェストの利便性向上**のため、入力時の手間を軽減させるための改良も実施し、試験運用を開始した（R7.5.6～）。

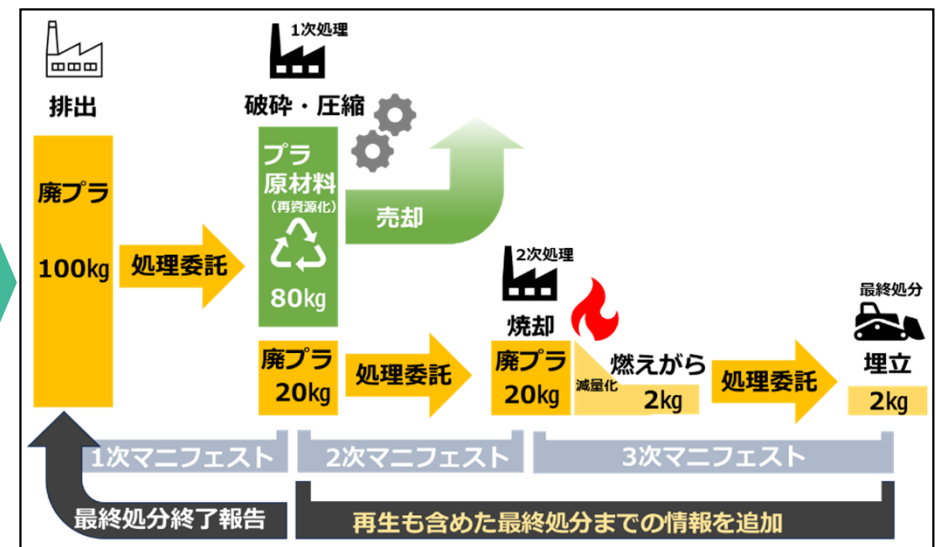
電子 manifests の項目追加について

- ❑ 処分受託者は、電子 manifests による最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量※」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量※」等を報告する。（※実測できない場合は、的確な算出方法で算出した量でも可とする）
- ❑ メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次 manifests 以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【改正前】



【改正後】

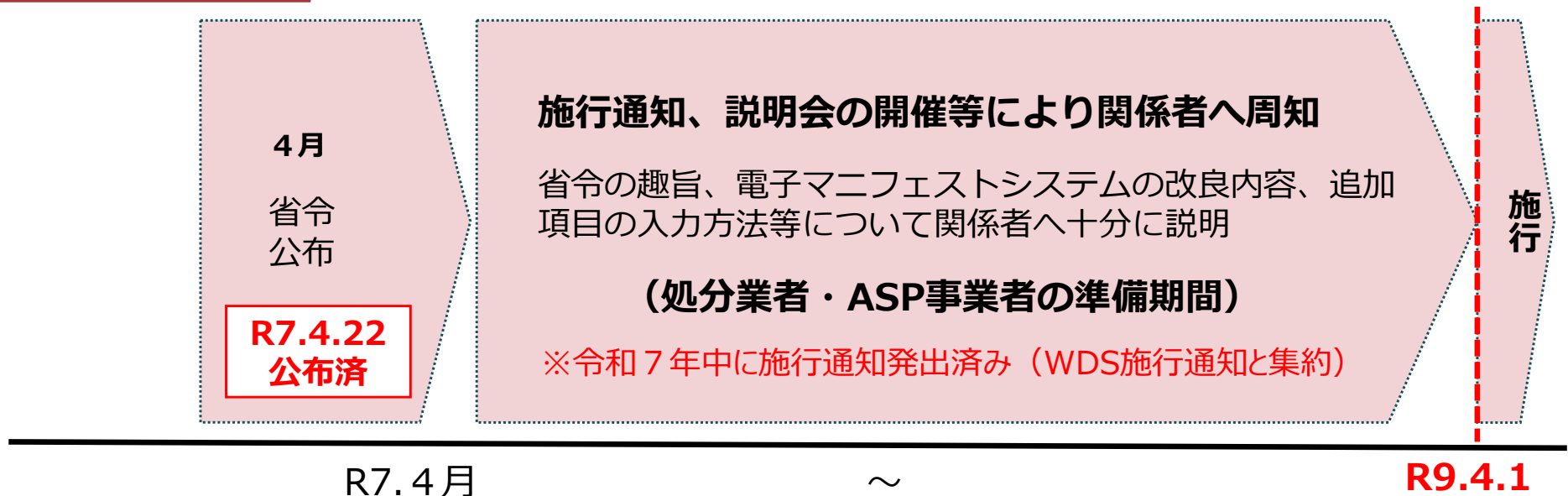


電子マニフェストの追加項目にかかるスケジュール

- ❑ 情報処理センターと連携し、電子マニフェストシステムの改良による利便性の向上と、処分業者の入力手間軽減を図る※。
- ❑ 最終処分報告の際に、毎回、二次マニフェスト以降の情報を入力することは、処分業者の手間が大幅に増えることが想定されるため、二次マニフェスト以降の処分フローをあらかじめ登録しておくことで、毎回入力しなくても、登録情報の選択のみで自動入力されるようシステム側で対応。
- ❑ 情報処理センターにてシステム改修を行い、R9.4.1の施行までの期間は任意入力期間として、R7.5.6から試験運用を開始。

※ JWNETのWeb方式の場合

スケジュール



循環経済への移行の加速化

循環経済は、資源循環と成長の好循環を目指す新たな経済の概念

循環経済への移行は、資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させることで、資源効率性を上げ、新たな資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化するとともに、その循環の中で付加価値を生み出し、新たな成長の扉を開く鍵。

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 → 大量生産 → 大量消費 → 大量廃棄

資源の採掘から加工、廃棄に至るライフサイクルにおける大量の温室効果ガスの排出

資源枯渇
資源採掘による環境負荷

廃棄による環境負荷
(海洋プラスチック、有害物質等)



循環経済への移行に関する取組は、3 R の取組を経済的視点から見て、資源循環を価値の源泉として捉えたものであり、循環型社会を形成する方策の一つ

※2015年12月にEUがサーキュラーエコノミーパッケージにおいて打ち出した新しい用語。

※循環経済の定義については、UNEA（国連環境総会）など国際的な場においても議論されている。

第五次循環基本計画について

背景等

- **循環型社会形成推進基本計画（循環基本計画）**は、循環型社会形成推進基本法に基づく閣議決定計画（概ね5年ごとに策定）。

第五次循環基本計画（令和6年8月2日閣議決定）の概要

課 題

- ①気候変動への対応・生物多様性の確保
- ②EUを中心にバッテリー・自動車・包装材等で再生材利用拡大の動き
世界的な資源需要の増加・鉱物資源等の価格高騰と供給懸念
- ③人口減少・少子高齢化による地域経済の縮小への対応（地方創生）

資源や製品を循環的に利用し**付加価値を創出する循環経済への移行を
国家戦略**として位置付け

循環経済を実現し、**社会的課題を同時解決**

ネット・ゼロ、
ネイチャーポジティブ等

産業競争力強化・
経済安全保障

地方創生・
質の高い暮らし

循環型社会の形成

循環経済に関する関係閣僚会議の開催



- 循環経済の実現を国家戦略として、政府全体で戦略的・統合的に行うため、循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議を開催。
- 世界の情勢を踏まえ、循環経済への移行を加速すべく、第4回会議において「**循環経済行動計画**」を決定。

第4回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年4月21日）

- ・ 「**循環経済行動計画**」を決定。
- ・ 2030年に向け、鉄や永久磁石等について**再生材供給目標を設定した「メタルリサイクル推進戦略」**を推進し、金属やプラスチックの**再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成に向けた投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（制度的措置を含む）**等により**官民で約1兆円の投資**を目指すなど、**再生資源供給サプライチェーンの強靱化**を図る。
- ・ このほか、日本をハブとした国際資源循環ネットワークの構築、地域循環資源の徹底活用による地域活性化、資源循環分野の国際ルール形成、循環経済の国民運動に取り組む。

過去の開催

第1回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年7月30日）

- ・ 第五次循環型社会形成推進基本計画案を提示し、了承。

第2回循環経済に関する関係閣僚会議（2024年12月27日）

- ・ 「循環経済への移行加速化パッケージ」を会議決定。

第3回循環経済に関する関係閣僚会議（2026年3月6日）

- ・ 内閣官房長官（議長より、「循環経済行動計画」を4月を目途に取りまとめるよう指示。
- ・ 構成員として、総務大臣、外務大臣、財務大臣を追加。局長級の幹事会を設置。



第4回閣僚会議の様子（首相官邸HP）

【構成員等】 議長：内閣官房長官 副議長：経済産業大臣、環境大臣
構成員：内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(地方創生)、
総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
※局長級の幹事会を設置

循環経済（サーキュラーエコノミー）をめぐる世界・日本の状況

- 各国で重要鉱物及びリサイクル資源の輸出管理強化、国内資源確保、グローバル企業の再生材利用が進む中、我が国では石油・金属等の資源を輸入に依存する一方で、国内のリサイクル原料の多くが焼却、輸出されている現状がある。
- 我が国産業が競争力を強化していくためには、一次資源の安定供給確保に加え、二次資源である再生材の質・量の確保と利用拡大を推進し、国際的な資源獲得競争で優位に立つことが重要。我が国の経済安全保障にも直結。

世界各国の政策動向

重要鉱物・リサイクル資源に関する輸出管理強化・国内資源確保の動き

【EU】

- EU域外への廃電子機器等の輸出規制を強化（2024年施行）
- 廃自動車規則案暫定合意（2025年12月）
 - 再生プラ使用義務化等
- バッテリー規則
 - 廃バッテリーの回収義務化（一部2023年～）、バッテリー製造時の再生材利用の義務化（2031年～）等
- 2025年12月に、リサイクル資源を含む重要原材料の供給確保策をまとめたREsourceEU行動計画を策定

【アメリカ】

- 国内発生の高品質銅スクラップの一部を2027年から国内販売義務付け
- レアメタルのリサイクルを実施する企業へ金融支援を措置

【中国】

- 重要鉱物の輸出管理（2023年以降）や金属スクラップ（銅・アルミ）輸入規則緩和（2024年）を実施
- 2024年に国策企業の中国資源循環集団（資本金約2千億円）を設立

ASEANを中心とした国際連携ニーズの高まり

【ASEAN諸国】

- 不適正処理やリサイクルによる環境汚染の深刻化
- E-wasteの発生量が急増

グローバル企業の取組

- ブランド価値向上の観点から、再生材を利用する動きが加速

日本

動静脈連携が十分に進んでおらず、基幹産業に再生材を質・量・コストの面で安定的に調達できるサプライチェーンが確立されていない現状を踏まえつつ、日本の優れた技術やノウハウを活用した対応が求められている。

再生材利用

プラスチック
約43万トン（廃プラの4.7%）

資源輸入

石油、金属をはじめとした資源を輸入に依存（石油・ナフサ・鉱石・金属・金属製品輸入額 約31兆円）

海外輸出

金属：
鉄スクラップ 771万トン
アルミスクラップ 44万トン
銅スクラップ 42万トン

プラスチック
約126万トン（国内利用の約3倍）

静脈企業売上

欧州(Veolia) :
約7.3兆円
米国(Waste Management) :
約3.3兆円
日本(DOWA) :
約6,800億円

焼却処理等

食品ロス :
焼却・埋立等 約464万トン
プラスチック :
焼却・埋立等 約709万トン
(廃プラの約8割)

(注) 数字は年間の値

資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上の必要性

我が国資源循環の主なボトルネック

- 1 公正な競争環境の未整備 不適正スクラップヤード問題と、不透明な商流や海外輸出ルートが存在により、公正な競争環境が損なわれている。
- 2 原料となる循環資源が集まらない 循環資源は薄く広く不定期に発生し、回収率が伸び悩むなど、安定的な確保が見通しにくい。また、経済合理性に基づき、金属資源は海外流出・埋立、プラスチックなどは焼却が優位。海外の輸出管理措置等により循環資源の輸入に課題。
- 3 リユース・リサイクル技術等が未成熟 製造業が使いこなせる品質を供給できる技術やインフラ等が未成熟。
- 4 再生材需要・市場が未形成 再生材の需要を創出するためのルールやインセンティブの不足、再生材利用価値が未浸透で市場が未形成。
- 5 資源循環ビジネスの事業性が未確立 資源循環産業の産業競争力が弱く、規模拡大・高効率化に向けた投資が進まない。

➡ ボトルネックへの対処を通じて、我が国の**自律性・不可欠性の向上**を目指す

- **自律性**：他国・地域に過度に依存しない経済社会構造
- **不可欠性**：重要技術等における他国・地域に対する優位性、ひいては国際社会にとっての不可欠性

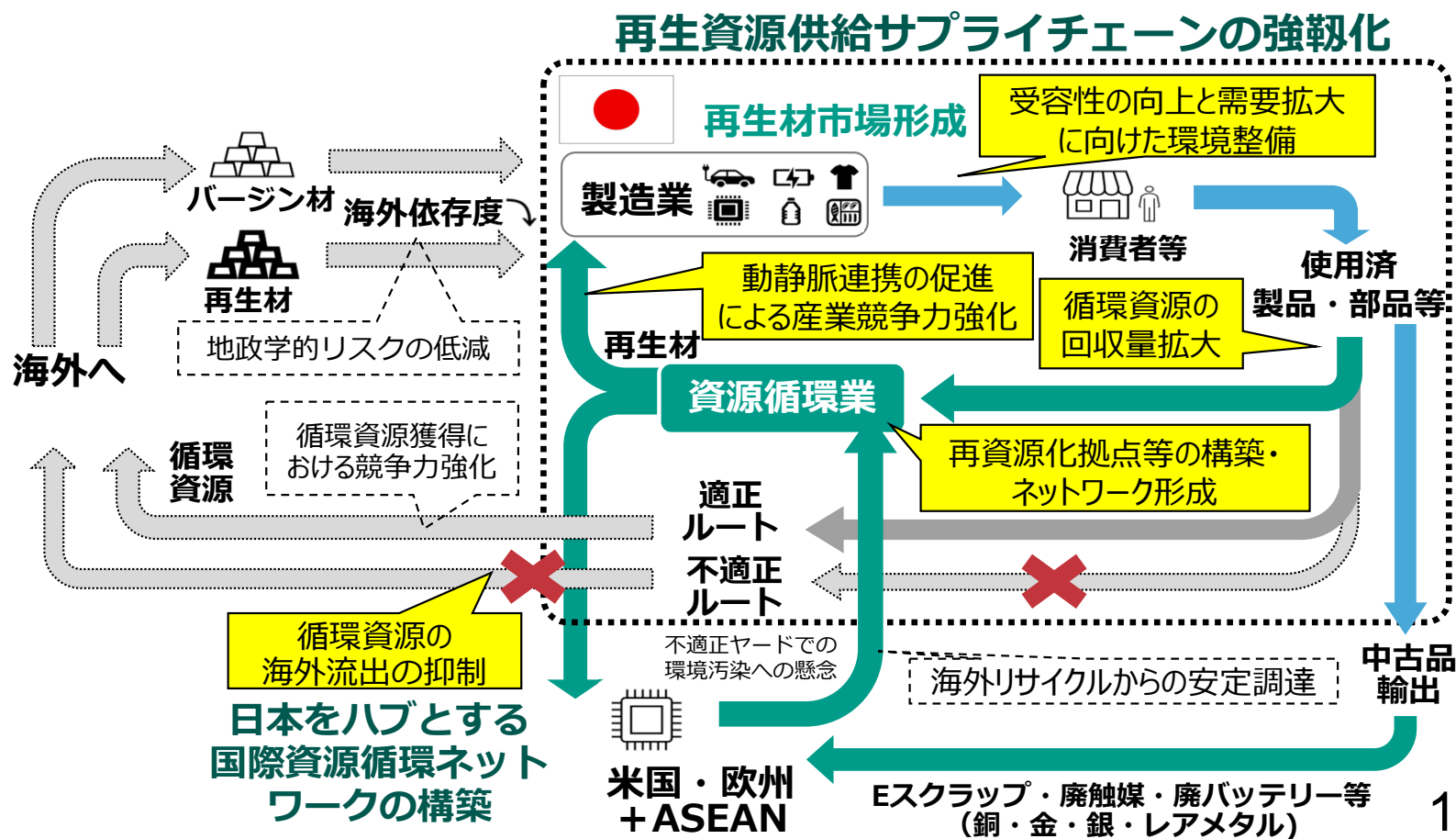
戦略的方向性

【自律性】

- ✓ 再生資源供給サプライチェーンの強靱化により、再生材を質・量・コストの面で安定的に供給
- ✓ 再生材需要の創出・拡大を起点とした**市場形成**

【不可欠性】

- ✓ 日本の製錬技術等の優位性を活かし、同志国とも連携し、日本をハブとする**国際的資源循環ネットワーク**を構築



「循環経済行動計画」概要

1. 再生資源供給サプライチェーンの強靱化 (重要鉱物、金属資源等)

<メタルリサイクル推進戦略>

・我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、今後確保に注力すべき重要鉱物、金属資源等について**2030年までの再生材供給の目標**（需要に占める再生材の割合等）を設定。また再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。<マクロアプローチ>

鉄：鉄スクラップを高品位化する処理能力約200万トン/年を目安に、追加的に国内で確保

アルミ：展伸材(板・棒製品)の国内生産量の約4割を目安に、再生アルミ原料由来に

銅：国内で生産される銅(電解銅)の約3割を、再生資源由来に

永久磁石：国内供給される永久磁石原材料の約3割を、リサイクルで

※上記以外についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。

・以下の資源回収、再資源化等の強化策等を時間軸で整理<ミクロアプローチ>

(1) 再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

・投資促進のための多角的な経済的支援スキームの構築（予算面、金融面等）
（制度的措置を含む）

- 前処理・保管（備蓄機能を含む）・再資源化・製錬等の拠点整備・ネットワーク形成
- 都市鉱山からのレアメタル、レアアース等の製錬・分離精製、解体選別などの技術開発
- 資源循環産業の振興（事業規模拡大、高度リサイクルの事業性確保等）
- 太陽光パネルリサイクル体制整備、リチウムイオン電池の再資源化、高品質再生プラスチック製造のための高度選別施設の整備等

・使用済物品（鉄スクラップ、永久磁石等）の回収・選別、再資源化、再生資源を用いた製品製造に係る実証・技術開発等の実施、スキーム整備等

・経済的支援スキームによる支援等により、2030年までに官民で約1兆円の投資を目指す

(2) 動静脈連携（製造業と資源循環産業）による産業競争力強化

・再資源化事業等高度化法に基づく、製造業への再生材供給等に係る事業認定（3年で100件以上）

・再生プラスチック等の需給拡大に向けた支援・ルール整備（容器包装を由来とした高品質な再生プラスチック供給に向けた動静脈連携取組等の促進、改正資源有効利用促進法に基づく再生材の需要創出及び環境配慮設計の促進）

・自動車製造業における再生プラの利用拡大のためのロードマップの実施（再生材利用認証スキーム、再生プラ集約拠点構想、鉄やアルミへの横展開（産官学コンソーシアム））

・再生材品質保証等のためのトレーサビリティ確保に向けた情報流通プラットフォームの実装

・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）におけるプラスチック資源循環システム構築に係る研究開発実証

・AI、ロボットによる作業負荷軽減・生産性向上、外国人育成就労・特定技能制度の活用も含めた担い手の育成

(3) 循環資源の海外流出の抑制

・不適正スクラップヤード対策、使用済物品の輸出確認制度・国内再生原則の創設（廃棄物処理法等改正案）

・金属スクラップ等の国内資源循環促進のための海外流出抑制策（関係機関（環境・経産・税関等）が連携した水際での対応の一層の強化等）

(4) 一般消費者等の再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

・製品製造に当たっての段階的な再生材利用の数値義務化とあわせたインセンティブ創出

・再生材利用製品に係る公共調達の推進

・消費者受容性検証のための実証

・サーキュラーパートナーズ（CPs）を通じた資源循環の高度化と社会実装の推進

・CEコマース市場拡大のため取組を促進

(5) 社会的課題への対応

・太陽光パネルリサイクル推進法案（判断基準の段階的強化）、リサイクル費用低減と処理体制の整備

・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」に基づく、分別回収の徹底や再資源化の促進

2. 日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

・G7、日米、クアッド、日ASEAN等での合意を深化させ、我が国の強みを生かして国際資源循環体制を構築（重要鉱物等リサイクルに関する同志国連携）

・ASEAN主要国において、E-waste/バッテリーの回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等を支援

・バーゼル法に基づくE-scrap等の輸入手続の迅速化（電子化により、数か月→1か月）

3. 地域循環資源の徹底活用による地域活性化

・資源循環に取り組む自治体の底上げ、地域の資源循環ビジネスの創出等支援

・地域資源を活用した地域脱炭素の推進等、意欲的な自治体の取組支援

・「リユース等の促進に関するロードマップ」に基づく取組の推進

・農山漁村のバイオマス資源の徹底活用、まちづくり・インフラ整備における資源循環の推進

・食品ロス削減、食品リサイクルの推進、持続可能な航空燃料（SAF）の供給・利用の促進

・サステナブルファッション、使用済紙おむつリサイクルの推進

4. 資源循環分野の国際ルール形成

・企業の情報開示スキームである「グローバル循環プロトコル（GCP）1.0」の企業現場や金融機関での活用、企業の意見を踏まえたバージョンアップを主導、国際標準化の取組

5. 循環経済を国民運動に

・「循環経済パートナーシップ（J4CE）」、「サーキュラーパートナーズ（CPs）」、「資源循環自治体フォーラム」等を活用した主体間連携の推進

・「GREEN×EXPO 2027」の会場での資源循環の取組と情報発信

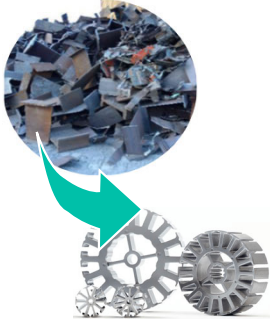
メタルリサイクル推進戦略

- 資源循環を通じた我が国の自律性・不可欠性の向上に向け、我が国産業の国際競争力の確保を前提として、特に重要な次のベースメタル・重要物資については、2030年までの再生材供給の目標を設定し、再生資源使用製品の付加価値に関する国際標準づくりに取り組む。**(マクロアプローチ)**。
- その達成のため、都市鉱山等からの資源回収、再資源化等の強化に戦略的に取り組む。**(ミクロアプローチ)**。 ※これ以外の重要鉱物等についても、再生材供給の拡大可能性に関する調査、推計を実施。施策は主なものを記載したものであり、詳細は各施策の工程表を参照。

現状

<鉄>

- 建設中の革新電炉に高品位鉄スクラップを投入することで、CO2を抑えつつ、高品質鋼材を生産可能。
- 生産時のCO2を抑えた「グリーン鉄」の供給体制構築は、鉄鋼業の競争力維持・強化のために必要不可欠。
- 大量の高品位鉄スクラップが新たに必要となるため、低品位の鉄スクラップを高度選別し、高品位化する能力の確保が戦略的に重要。
- 不適正スクラップヤード、不適正輸出への対策も重要。



施策

短期	中長期
動静脈企業の連携による高度な選別・解体実証、設備投資	実証を踏まえた必要な設備投資
不適正スクラップヤード対策の導入（制度的対応）	ヤード対策・水際対策の着実な実施

2030年目指す姿

グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保

現状

<アルミニウム>

- アルミは自動車や建材等に幅広く利用されている。
- 我が国は、新地金を100%輸入しており、輸入依存度の低減やCO2排出量の削減のため、リサイクルの推進と再生アルミ原料の活用拡大が重要。
- 再生アルミ原料の使用が困難とされる「展伸材」（板・棒製品）については、再生アルミ原料使用量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。

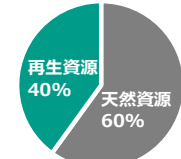


施策

短期	中長期
再生アルミ原料の選別や不純物の除去に関する技術開発、設備投資	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備
再生アルミ原料を活用したアルミ製品の製造に係る技術開発、設備投資	

2030年目指す姿

展伸材※の再生アルミ原料比率の目安を約4割に

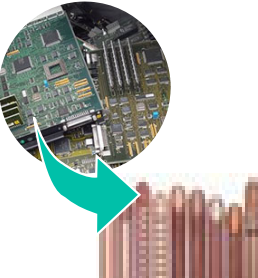


※板・棒製品

現状

<銅>

- 電気分解により製造される純度の高い銅地金(電解銅)は、DXやGXを支える基盤素材として重要性が高まっている。
- 我が国は銅精鉱を100%輸入。輸入依存度の低減や製錬事業基盤強化に向けて、e-scrapや銅スクラップ等の処理量を増やす技術開発・設備投資等の取組が重要。
- 国内からの回収に加え、同志国を中心とした海外からの調達多角化が急務。

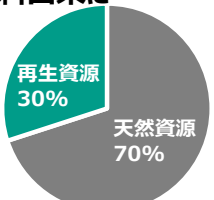


施策

短期	中長期
e-scrap等の処理拡大に関する技術開発	実証を踏まえた必要な設備投資
e-scrap等の輸入手続の電子化システムの開発	同志国からの輸入手続期間を短縮
e-scrap等の国際資源循環ネットワークの構築	

2030年目指す姿

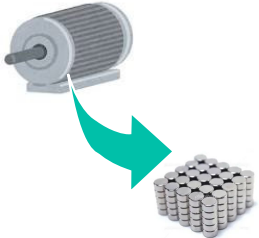
国産電解銅の約3割を、e-scrap等の再生原料由来に



現状

<永久磁石>

- 電動車の普及等に伴い、レアアースを用いた永久磁石の世界需要の増加が見込まれ、生産能力確保が課題。
- 我が国は、永久磁石の製造技術で優位性を持つ一方、原材料である重要鉱物を特定国に大きく依存。
- リサイクルによって原材料の自給率を高めることによって、自律性・不可欠性を高めることが急務。

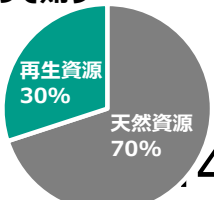


施策

短期	中長期
使用済磁石の回収・解体・選別・分離精製等に関する技術開発、実証、検証	技術開発等を踏まえた設備投資、リサイクルに必要な体制整備
同志国との国際的な磁石リサイクルネットワークの構築	

2030年目指す姿

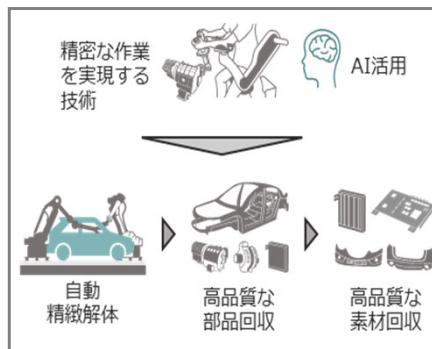
永久磁石の原材料の約3割をリサイクルによって賄う



「循環経済行動計画」主要施策の概要

再資源化拠点等の構築・ネットワーク形成

- ①多角的な経済的支援スキーム（予算面、金融面等）の構築（制度的措置を含む）
 - ・再資源化拠点等の構築（前処理・保管/備蓄・港湾インフラ・製錬等）・ネットワーク形成等に対する投資支援を行う。
 - ・設備投資支援と併せて、脱炭素化支援機構（JICN）などの官民ファンドの活用、中小企業支援も含めた、効果的な融資やリスクマネー供給などを実施・検討する。
- ②鉄スクラップ・永久磁石等の高度リサイクル実証
 - ・グリーン鉄の原料となる高品位鉄スクラップを追加的に年間約200万トンを目安に確保するため、動静脈企業が連携し、低品位鉄スクラップの高度選別等の技術実証を実施。
 - ・工程端材や使用済製品からの永久磁石の回収、再資源化、製品製造までの取組を実証。
- ③再生プラスチック集約拠点構築
 - ・自動車等もののづくり産業向けに安定した量と質の再生プラスチックを供給する集約拠点の構築のため、ビジネスモデルの検討、集約拠点に必要な技術の体系化・実証、設備導入支援を実施。



事業イメージ：自動車の精緻解体

循環資源の海外流出の抑制

- ①不適正スクラップヤード規制・使用済物品への輸出確認制度の導入（廃棄物処理法改正案）
 - ・環境対策にコストをかけずに高値で資源を買い集め、公正な競争環境を阻害している不適正スクラップヤードを規制するため、使用済金属・プラスチック物品を保管・再生する事業者には許可制を導入。
 - ・環境大臣の輸出確認の対象を廃棄物から環境汚染のおそれのある使用済物品に拡大し、国内の適正な再生能力の維持等を図る。
- ②バーゼル法の厳格な運用・水際対策の強化
 - ・過去のバーゼル法に係る不法事案の傾向分析を行い、分析結果を環境省、経済産業省、税関等の関係機関で共有し、厳格な水際対策のための連携体制を構築。
 - ・金属資源を含むスクラップを中心に、バーゼル法における対象物の範囲と該否判断基準をより明確にし、関係機関や事業者にも周知徹底することで、法の厳格な運用を実現。
- ③循環資源の海外流出抑制策の更なる検討
 - ・諸外国が講じている循環資源の海外流出抑制策も参照しつつ、関係省庁で更なる措置を検討。（REsourceEU行動計画等）



再生材の受容性向上と需要拡大に向けた環境整備

- ①再生材の利用義務化の対象拡大（改正資源有効利用促進法）
 - ・製造事業者等に再生プラスチックの利用計画策定・定期報告を求める改正資源有効利用促進法が令和8年4月より施行され、再生プラスチックの利用が増加するよう国としてモニタリングを行う。業界の実情を踏まえつつ、対象となる事業者の範囲の拡大や、他の再生資源の対象追加を検討。
 - ・さらに、取組が進んでいる製品については、令和10年度までに段階的に一定の再生プラスチック利用率の義務化を行うことを検討。
- ②再生材利用のインセンティブ創出
 - ・再生材の利用拡大に向けて、製造事業者等に対し、再生材利用に係るコストを低減するための実証・支援を検討。
- ③公共調達への推進
 - ・2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入。
 - ・改正資源有効利用促進法における認定製品等の取扱いについて令和8年度に検討。
- ④再生材利用に対する消費者の理解醸成
 - ・サーキュラーパートナーズ（CPs）等を活用し、消費者の再生材利用製品に対する受容性や市場における評価を把握するための実証を行う。



Circular Partners

日本をハブとする国際資源循環ネットワークの構築

- ①ASEANにおけるE-waste等の回収・処理支援
 - ・ASEAN等において重要鉱物等の金属資源を含む廃電子基板や廃蓄電池等（E-waste等）を回収・処理し、我が国製錬施設等でリサイクルを行い、バリューチェーンで再利用する国際資源循環体制を構築することを目指す。
 - ・2024～2025年にかけてASEAN 5カ国（インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナム）と5ヶ年の実施計画を策定。計画に基づき、E-waste等の回収や適正解体等に関する法令整備、民間連携等の支援を実施中。
 - ・廃自動車・EVバッテリーについては、経済安全保障に重要な金属資源の回収による資源確保に向けて、実態調査等を実施。
- ②e-scrap等の輸出手続の迅速化・合理化
 - ・e-scrap等の輸出手続について、バーゼル条約に基づく輸入手続を迅速化（電子化により、数か月→1か月）し、同志国間での手続簡素化・合理化を実現する。



令和7年度 資源循環自治体フォーラムの開催実績



- 廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、**全都道府県・市町村からなる「資源循環自治体フォーラム」**を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

開催スケジュール 全国版▷**第1回**資源循環自治体フォーラム 地方版▷**令和7年度〇〇地方**資源循環自治体フォーラム

	場所	日程	参加人数	特色
全国版 第1回資源循環自治体フォーラム	大阪府	R7/9/12	1,022名 （現地442名、WEB580名）	9テーマ別に部屋分けしテーマセッション
中部地方	愛知県	R7/12/19	204名 （現地140名、WEB64名）	テーマ別に登壇者を囲んで座談会を実施
北海道地方	北海道	R7/12/25	172名 （現地66名、WEB106名）	先進事例紹介を重視したピッチ登壇
中国四国地方	広島県	R8/1/13	186名 （現地100名、WEB86名）	テーマを一つに絞ってパネルディスカッション
東北地方	宮城県	R8/1/19	181名 （現地78名、WEB103名）	実証事業採択者等によるピッチ登壇
関東地方	神奈川県	R8/1/29	284名 （現地106名、WEB178名）	自治体×民間事業の連携についてパネルディスカッション
九州地方	鹿児島県	R8/2/13	201名 （現地110名、WEB91名）	テーマ別でセッション後、全体で共有会を実施

合計 2,250名

資源循環自治体フォーラムの内容

- 全7回に環境省、経済産業省、内閣府、消費者庁、農林水産省、国土交通省が登壇し、最新の資源循環の政策・予算について発表
- 金融機関や日本経済団体連合会及び大学等の有識者による基調講演
- 地域の特性に合わせたテーマ別に事例紹介を行うほか、テーマ別セッションまたはパネルディスカッション等を実施
- 意見交換会、マッチング会を開催

R7年度の様子

基調講演



パネルディスカッション



意見交換



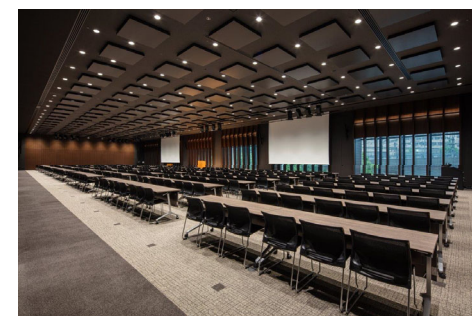
令和8年度資源循環自治体フォーラムについて



- 廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、**全都道府県・市町村**からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

開催スケジュール

- **第2回 資源循環自治体フォーラム**
 - ・ 令和8年8月6日に東京都（大手町プレイス ホール&カンファレンス）で開催予定
- 各地方において、フォーラムを開催
 - ・ 地方版（6箇所）を開催



第2回資源循環自治体フォーラムの内容

第一部、第二部

- 環境大臣、東京都知事登壇予定
- 各府省庁から最新の政策について一堂に発信
 - ・ 内閣府（地方創生）、消費者庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省も参加
 - ・ 金融機関、日本経済団体連合会等からの取組のご紹介

第三部

■ 主要テーマごとに企業と自治体がセッション

プラスチック	金属資源・重要鉱物	太陽光パネル	リユースファッション
オフィスビル	リチウムイオン電池	家庭ごみの分別回収	食品ロス 食品リサイクル

■ ブース展示・参加者交流

自治体と企業の連携 地域課題の解決 新規ビジネスの創出

カーボンニュートラルやネイチャーポジティブとともに連携をとりつつ、地方創生に貢献

東北地方資源循環自治体フォーラムの開催イメージ（案）



廃棄物等から付加価値を生み出す地域の資源循環基盤の強化に向けて、**全都道府県・市町村**からなる「資源循環自治体フォーラム」を活用した**先進事例の共有、自治体・企業・スタートアップ等のマッチング**を実施し、新規ビジネスの創出も支援し、地域課題の解決と地域経済活性化・地方創生につなげる。

日時	2026年10月7日（水） 13:00～17:00 ※想定		
会場	コラッセふくしま ◇所在地 福島県福島市三河南町 1 番20号 ◇アクセス ○ JR「福島」駅 徒歩 3 分 【会場の様子】 最大360名 収容可能 		

開催要点

- ✓ 循環経済に関する関係閣僚会議の府省庁が講演
- ✓ 主要テーマごとに企業・自治体がセッション → 参加者同士の意見交換/マッチング



企業と自治体との連携

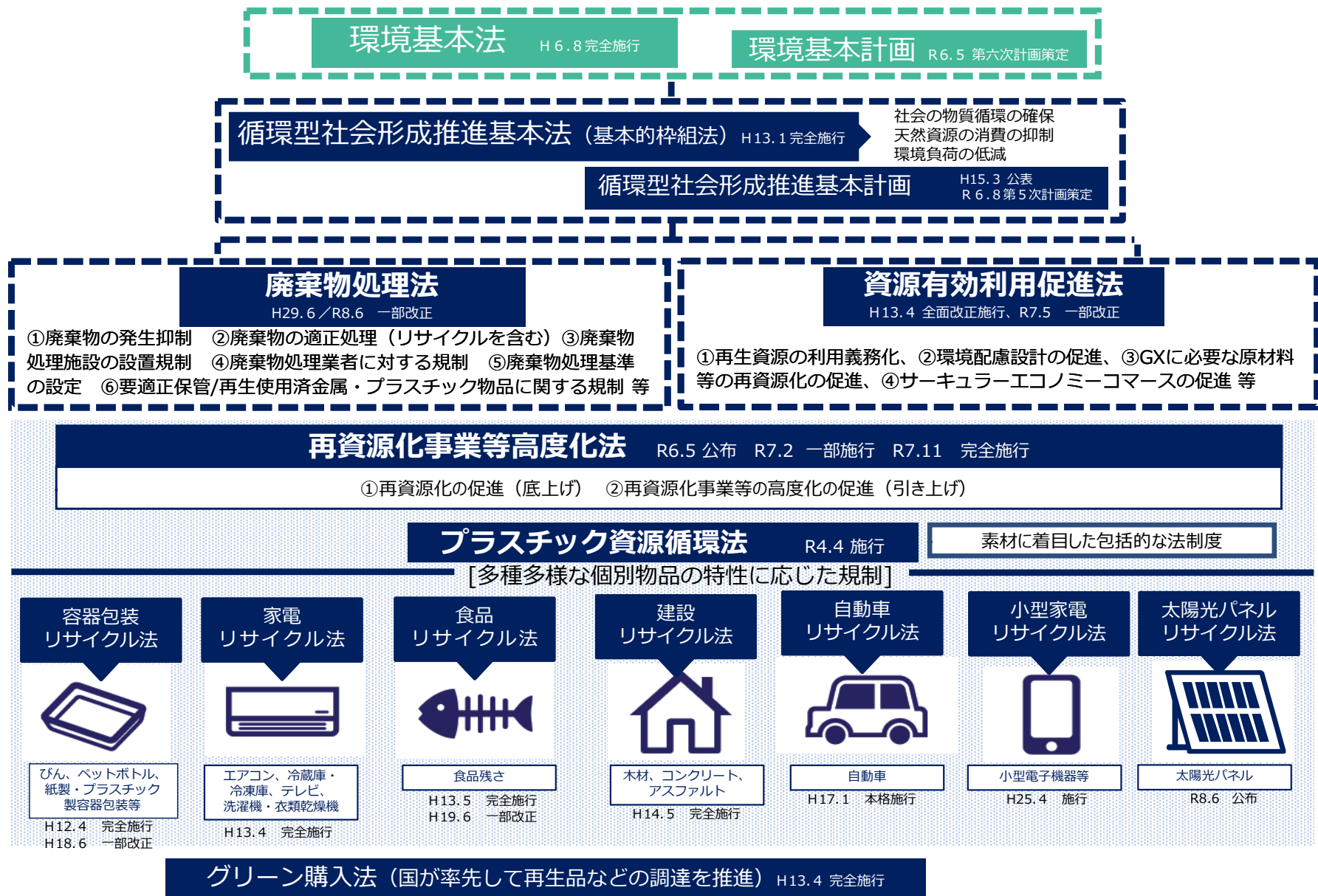
地域課題の解決

新規ビジネスの創出

カーボンニュートラルやネイチャーポジティブとも連携をとりつつ、地方創生に貢献

制度改革

循環型社会を形成するための法体系



※この他、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」がある。（R 7.6施行）

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の概要



製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じます。

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造

【環境配慮設計指針】

- 製造事業者等が努めるべき**環境配慮設計に関する指針**を策定し、指針に適合した製品であることを**認定**する仕組みを設ける。
 - 認定製品を**国が率先して調達**する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての**設備への支援**を行う。



＜付け替えボトル＞

販売・提供

【使用の合理化】

- ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。



＜ワンウェイプラスチックの例＞

排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- プラスチック資源について、市区町村による**容リ法ルートを活用した再商品化**を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。
- 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の**再商品化計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、市区町村の**選別、梱包等を省略**して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜プラスチック資源の例＞

【製造・販売事業者等による自主回収】

- 製造・販売事業者等が製品等を**自主回収・再資源化**する計画を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。



＜店頭回収等を促進＞

【排出事業者の排出抑制・再資源化等】

- 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき**判断基準**を策定する。
 - 主務大臣の**指導・助言**、プラスチックを多く排出する事業者への**勧告・公表・命令**を措置する。
- 排出事業者等が**再資源化事業計画**を作成する。
 - 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の**業許可が不要**に。

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進**するため、**基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置**を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業を促進**



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律

- 「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律」が2026年5月29日に成立、6月5日に公布。
- 本法律では、太陽光パネルの大量廃棄に備え、多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）に国が定める判断基準に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付けるとともに、費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定する制度を創設し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする等の措置を講ずることとしている。

主な措置事項

① 国による基本方針の策定

- 各主体の役割、リサイクル目標、施設整備の促進、費用低減・技術開発等の施策の方向性の明示

② 多量の事業用太陽電池の廃棄をしようとする者（太陽光発電事業者等）への規制

- 国が定める判断基準（段階的に強化）に基づくリサイクルの実施に向けた取組を義務付け（指導・助言、勧告・命令）

※指導・助言は全ての事業用太陽電池の廃棄をしようとする者が対象
※廃棄の抑制のための措置についても判断基準を策定（指導・助言）

- 多量事業用太陽電池廃棄実施計画の事前届出義務

③ 費用効率的なリサイクルを促進するためのリサイクル事業者への措置

- 費用効率的なリサイクル事業の計画を国が認定し、都道府県ごとの廃棄物処理法の許可を不要とする特例措置、保管基準の特例措置等
- 技術開発・施設整備等の財政上の措置

※リサイクル設備の開発・導入
再生材の価値向上に資する技術実証
保管施設の活用実証・導入等を想定



太陽光パネル
リサイクル設備

④ 製造・輸入業者及び販売業者に対する措置

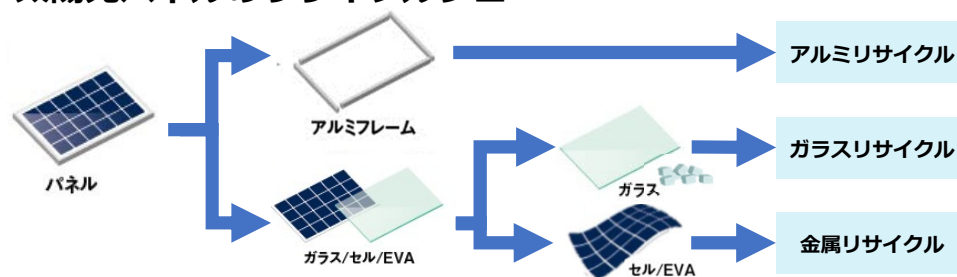
- 環境配慮設計の実施等の措置
- 含有物質に関する情報提供等の措置

⑤ 制度の見直しに向けた検討規定（附則）

- 最終処分場の残余年数、リサイクル費用の状況等を勘案して、太陽光パネルの幅広い廃棄に関する者を対象とした義務付けを検討し、制度を見直し

施行期日 公布から1年6か月以内で政令で定める日

太陽光パネルのリサイクルフロー



現状・課題

措置事項

<スクラップヤードへの規制強化>

- 金属、プラスチック等の保管又は再生を行うスクラップヤードの一部において騒音、悪臭、水質・土壌汚染、火災等が問題。
- 不適正なスクラップヤードを経由した金属資源等の海外流出も指摘されている。

※ 自治体へのアンケートにより全国で4000件超の事業場を確認。
写真は不適正なスクラップヤードの例。

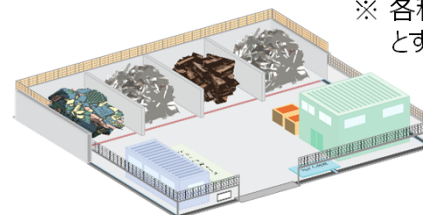


<施行期日> 公布の日から2年6か月を超えない範囲内において政令で定める日

(廃棄物処理法等※の改正)

- 保管又は再生を行う事業に関し、許可制を導入。
- 対象物品に応じた保管、再生の方法の基準を設ける。
基準違反には、改善命令、措置命令、罰則を適用。
- 環境汚染のおそれのある物品の輸出の際の環境大臣の確認の仕組みの創設。

※ 各種リサイクル法等上の認定事業者を許可みなしとするためのこれらの法の改正を行う



<災害廃棄物の処理の推進>

- 2024年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 仮置場候補地、災害廃棄物推計量等の事前計画の不足
 - 民間の廃棄物処理場の活用の停滞
 - 被災自治体の人員・専門的知見の不足



<施行期日> 公布の日から3か月を超えない範囲内において政令で定める日等

(廃棄物処理法の改正)

- 市町村に、災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付け、自治体と民間事業者等との間の災害支援協定の締結の推進。
- 災害廃棄物を受け入れる民間の最終処分場に対する都道府県知事の指定制度を創設。
- 国は、災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進。

(JESCO法※の改正)

- 自治体への専門支援機能を担えるよう、災害廃棄物に関する事業を追加。

※ 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法

※このほか、平成26年改正において手当てする必要があった廃棄物処理法第6条の2について、規定の修正を行う。

現状・課題

＜高濃度PCBに係る課題＞

- PCB法において、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の法定の処分期間内（2023年3月末等）の処分（処分の委託を含む。）を義務付け。
- **中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）におけるPCB処理事業が終了**※し、今後、少量・散発的に発生する**PCB廃棄物の取扱いを定める必要**。

※ 現行法はJESCOの処理が終了前の処分を義務付け
高濃度PCB製品は、引き続き廃棄物とみなす。

※ JESCOにおけるPCB処理事業の期間は立地地方公共団体との約束を踏まえて設定され、PCB法に基づく政府の基本計画に記載

＜低濃度PCBに係る課題＞

- PCB法において、低濃度PCB廃棄物の法定の処分期間内（2027年3月末）の処分を義務付け。
- **使用中の低濃度PCB使用製品**は相当数存在し、今後も**低濃度PCB廃棄物は相当数発生**。

※PCB 過去に電気機器の絶縁油や熱媒体として使用された化学物質。有害性により製造等が禁止。

措置事項

（PCB法の改正）

＜高濃度PCB＞

- JESCOの事業終了後、新たに発見される高濃度PCB廃棄物に備えて処分期間の規定を見直す※。 ※ 発見後に一定期間内の処分を義務付ける
- **今後、処理能力を有する民間処理施設で安全に処分**※。 ※ 民間処理施設での処理に係る基準等は廃棄物処理法の告示改正で措置

＜低濃度PCB＞

- 使用終了後の適正な処分を図るため、**低濃度PCB使用製品の管理基準や届出制度を創設**。



（JESCO法の改正）

- 高濃度PCB廃棄物の処理が完了するため、JESCOのPCB処理事業等を廃止。

＜施行期日＞ 2027年4月1日（改正JESCO法の施行は政令で定める日）